

興行場法施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年十二月十二日

奈良県知事 山下 真

### 奈良県規則第十七号

興行場法施行条例施行規則の一部を改正する規則

興行場法施行条例施行規則（昭和五十九年九月奈良県規則第十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項ただし書、第三項ただし書及び第四項を削る。

第九条第二項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 譲渡による営業者の地位の承継の届出の場合

ア 興行場営業を譲渡した者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

イ 譲渡の年月日

第九条第三項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 譲渡による営業者の地位の承継の届出の場合

ア 興行場営業の譲渡が行われたことを証する書類

イ 届出者が法人の場合にあつては、登記事項証明書

### 第一号様式中

営業を譲り受けたことを証する旨	使用水の種別	上水道 ・ 簡易水道 ・ 井戸水 ・ その他

を

使用水の種別	上水道 ・ 簡易水道 ・ 井戸水 ・
--------	--------------------

( )

その旨（ ）に改める。

第二号様式その三を同様式その四とし、同様式その二を同様式その三とし、同様式その一を同様式その二とし、同様式その一として次の一様式を加える。

第2号様式（第9条関係）

その1（譲渡の場合）

興行場営業承継届

年 月 日

奈良県知事 殿

住 所  
(電話 )  
氏 名

〔法人にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

興行場の営業者の地位を譲渡により承継しましたので、興行場法第2条の2第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

興行場の名称	
興行場の所在地	(電話)
興行場の種別	
許可年月日及び 許可番号	年 月 日 第 号
譲渡した者の住所 〔法人にあっては、主たる 事務所の所在地〕	
譲渡した者の氏名 〔法人にあっては、名称 及び代表者の氏名〕	
譲渡の年月日	

添付書類

- 1 興行場営業の譲渡が行われたことを証する書類
- 2 届出者が法人である場合は、登記事項証明書

## 附 則

この規則は、令和五年十二月十三日から施行する。